

令和4年度第2回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年5月10日(火)
招集場所	米子市役所本庁舎4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	10番 関本五郎委員 16番 富田行博委員
出席推進委員	廣東宣明委員 山中春夫委員 小林秀美委員 足立康雄委員 松本裕三委員 米澤美憲委員
事務局	日浦事務局長 河野事務局長補佐 妹尾係長 石田主任 馬野主事
傍聴人	鳥取県農業会議 ○○ 課長
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律(昭和25年法律第101号)に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

#### 4 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 農地転用現況確認書の交付について
- (5) 相続税の納税猶予に係る相続人が特定貸付を引き続き行っている旨の照明について
- (6) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第2回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号5番の大太委員と議席番号6番の大縄委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、関本委員と富田委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

事務局より5条別紙の修正を二か所お願いします。まず、一か所目ですが、2ページ番号10番の河崎の一般住宅の案件について、

同意状況の欄ですが、実行組合同意とありますが、これを自治会長同意に訂正をお願いします。

続きまして二か所目ですが、4 ページ番号 1 4 番中島の地区計画に係る宅地造成の案件につきまして被害防除計画欄ですが、造成計画盛土 4 0 センチから 8 0 センチのところを 3 0 センチから 9 0 センチに訂正をお願いします。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3 ページ、議案第 1 号をお願いします。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4 ページ番号 4 と番号 5 和田町について、一括して審議します。これについては、関係者の井田委員は、議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3 条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。番号 4 番及び 5 番の和田町について説明いたします。大篠津小学校の東にあります畑 1 筆、4 1 4 平方メートルの農地を遠方に居住する兄から和田町在住の弟への贈与およびアサヒ金属近くの畑 1 筆、7 0 0 平方メートルの農地の使用貸借権設定です。この度合意され、権利を取得しようとするものです。取得後の経営面積は 2 0 アールです。詳細は議案および 3 条別紙のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 米澤推進委員

それでは、4番と5番について、担当委員から補足説明をいたします。現地調査は5月2日、井田農業委員、米澤推進委員で行いました。番号4番は譲受人は現在県外に在住及び高齢化のため兄弟間で譲受人に贈与するものです。番号5番は譲受人が井田農業委員より使用貸借権を設定するものです。許可については問題ないと思いますので、審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

番号6河崎の案件につきましては、6ページ議案第2号番号10の河崎と関連しますので、後ほど併せて審議いたします。

続きまして5ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号7の大篠津町から番号8の大篠津町について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 角農業委員

7番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、隣接地にある譲受人の自宅の拡張で駐車場及び奥の畑への進入路を計画したものです。4月22日に本池推進委員と、現地確認を行いました。造成計画は、10～20センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、隣接境界に土羽打ちをします。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内にジェイアール大篠津町駅がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

続いて8番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。譲渡人と譲受人は親類関係にあり、かねてより譲受人は自家用車置場に困っていたため、本申請地を譲り受け、駐車場を計画したものです。4月22日に本池推進委員と、現地確認を行いました。造成計画は、厚さ5センチメートル程度の砂利敷きを行い、隣地農地との間には1メートルの緩衝地を設けます。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内にジェイアール大篠津町駅がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号9の大崎について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 松本推進委員

9番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。4月29日に矢倉農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高20センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、L型擁壁高さ70センチメートルを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号10の河崎について4ページ3条番号6と一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

5条10番と3条6番について、関連するため、一括して説明します。まず、5条10番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。5月5日に大繩農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、43から90センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁高さ110センチメートルを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。自治会長同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、500メートル以内にジェイアール河崎口駅がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしくをお願いします。

続いて、第3条6番議案について、説明いたします。転用の許可申請のありました河崎〇〇に排水管を埋設するため隣接農地を利用するものです。排水管敷設については、管を深さ40センチメートル程度のところに敷設する計画です。地役権設定の対価については、無償ということ聞いております。なお、埋設後は耕作することということです。地役権設定後も農地として利用するのに支障はありませんので、許可については問題はないと考えますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

岩佐農業委員

地役権というのは、下に通す権利ということですか。

事務局（妹尾係長）

事務局から補足説明をします。地役権は、土地を利用する権利ということですので、農地の下に排水管を埋設することもありますし、農地以外のものでしたら、通行権で、通行する権利を設定される場合もあります。今回、上をそのまま農地として使われるということで3条での地役権設定をされました。

議長（田邊会長）

よろしいですか。

岩佐農業委員

はい、わかりました。

議長（田邊会長）

ほかにありませんか。そうしますと採決したいと思います。

はじめに5条番号10の河崎について賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて4ページ3条番号6の河崎について賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、7ページから13ページ番号11の河崎について審議します。まず、事務局から地区計画について、説明してください。

事務局（石田主任）

失礼します。先に事務局より11番の案件の地区計画について説明いたします。

それではお手元にお配りしております地区計画の資料をご覧ください。まず1枚目ですが、地区計画とは、都市計画法に従い、それぞれの地区の特性に応じて市が定める地区独自のまちづくりのルールのこと、その地区に合った建築物の用途や形態、色彩、道路や公園の配置などを住民の皆さんの意見をふまえて細かく定め、住みよい住環境の創造や美しい街並みの形成など地区単位の総合的なまちづくりを誘導するものとなっております。米子市河崎における本申請地は令和4年4月1日付で河崎中央地区地区計画の都市計画決定の告示が行われております。

続きまして、2枚目の土地造成のみでも可とする例外規定と書かれている資料をご覧ください。申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とする農地転用は原則認められておりませんが、農地法施行規則第57条第1項第5号において地区計画が定められている区域内においては例外的に土地の造成のみの転用が認められております。説明は以上です。

議長（田邊会長）

そういたしますと、担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

11番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、地区計画に係る宅地造成を計画したものです。4月27日に田邊会長、角職務代理、弓浜第1ブロックの農業委員3名地区推進委員と事務局で、現地

確認を行いました。造成計画は、最高85センチメートル、平均盛土高72センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、L型擁壁高さ80から190センチメートルCB高さ12センチメートルを2段設置します。雨水の排水について、造成地内新設側溝から既設道路側溝及び農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、各世帯及び店舗それぞれで合併浄化槽を設置し、造成地内新設側溝から既設道路側溝及び農業用排水路へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、300メートル以内にジェイアール河崎口駅がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号12の両三柳から番号13の両三柳について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

12番と13番の議案について、場所がほぼ隣接しておりますので、一括で説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、12番は一般住宅及び進入路、13番は農地部分と、もともと宅地であった部分も含めまして、一般住宅を計画したものです。5月5日に山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最高40センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として隣地境界にL型擁壁高さ80センチメートルを設置します。雨水の排水について、敷地内新設側溝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号14の中島一丁目について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 事務局（石田主任）

失礼します。先に事務局より14番の案件の地区計画について説明いたします。まず地区計画がどういったものかということと、土地造成のみでも可とする例外規定ということにつきましては、先ほどの11番の案件でご説明させていただいた通りです。米子市中島における本申請地は令和4年4月1日付で中島一丁目地区地区計画の都市計画決定の告示が行われております。なお、本申請地は以前市街化区域でしたが、その後、国の指導もありまして、都市的な土地利用、つまり何か事業をする見込みがないのであれば市街化区域から外すようにという指導があり、その当時、地権者、住民の方の意見として、都市的な土地利用をするつもりはないという方が多かったということで、昭和61年に市街化調整区域となっております。しかし、今後都市的な土地利用が進むのであれば、市街化区域に戻してもいいということで、用途地域だけが残された経緯がある地区内となっております。説明は以上です。

#### 廣東推進委員

14番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、地区計画に係る宅地造成を計画したものです。4月27日に田邊会長、角職務代理、米子中央ブロックの農業委員2名、私と事務局で、現地確認を行いました。造成計画は、40～80センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、L型擁壁高さ60～110センチメートル、可変側溝土留用高さ50～70センチメートル、コンクリートブロック高さ20センチメートルを2段設置します。雨水の排水について、造成地内の新設側溝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。また地元の中島実行組合及び福生6区の1の実行組合とも協議が整って

おり、水路周辺道路からの雨水のみ農業用用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、15ページ番号15の二本木から番号16の二本木についてですが、この案件は、私の担当地区で、担当委員として説明を行いたいと思いますので、議長を角会長職務代理者に代わっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（角会長職務代理者）

会長職務代理者の角が議長を務めさせていただきます。それでは、番号15の二本木から番号16の二本木について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

田邊農業委員

15番及び16番の議案について一連の計画につき一括で説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。5月2日に能登路推進委員と、現地確認を行いました。造成は行わず、現状のまま利用します。周囲は隣接地からは緩衝地を50センチメートルから150センチメートル設けます。特に西側については隣接地等あ

るためトラブルにならないよう広めの150センチメートルとしています。擁壁として、コンクリートブロック20センチメートルを2段設置します。そのほか高さ150センチメートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、地下浸透及び隣地に影響ないように新設の排水溝を設置する計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。なお、隣接耕作者については、4名中3名の同意なしとなっております。1名は登記上の住所を訪問するも所有者がすでに亡くなっており、相続人等も所在不明のため、また1名は今週中に同意予定、もう1名は地権者本人は重篤状態であり、家族には説明している状況とのことです。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

高橋農業委員

廃棄費用として計画の5パーセントを20年間積立するということになっています。これは良い事だと思いますが、これは初めて出てきた方法ですか。

事務局（石田主任）

今回は別紙にそのように記載しておりまして、今までも廃棄に関してどうするのかと言う問題がありまして、過去にも同様に積立てて処分するという提案はありました。今回は別紙に記載しましたが、そのようにされる案件が多いと思います。

議長（角会長職務代理者）

よろしいですか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは、議長を会長にお返ししたいと思います。

議長（田邊会長）

続きまして、番号17の尾高について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

17番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置き場及び駐車場を計画したものです。5月5日に尾坂推進委員と、現地確認を行いました。造成計画は、切土を30センチメートル行い、表土を剥ぎ取り砕石を敷きます。擁壁として、既存コンクリートブロック15センチメートル×2段があります。隣地境界から緩衝地を1メートルから2メートル設けます。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意を確認しています。隣接に農地はなく、土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、16ページ、議案第3号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは利用権設定各筆明細について、19ページ番号5-1から23ページ番号5-17を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案の括弧書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

19頁番号5-1から番号5-5は新規設定です。

20頁番号5-6から番号5-7は再設定です。

番号5-8から21頁番号5-11は新規設定です。

番号5-12から番号5-13は再設定です。

番号5-14から23頁番号5-17は新規設定です。

22頁番号5-15の利用権の設定を受ける者は伯耆町で2ha果樹等耕作され6年間の青色申告の実績があるとのことでした。

23頁番号5-16および17については整備予定地のため、期間終了後、中間管理権の設定が行われます

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、26ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号5-1から31ページ番号5-26までを一括して審議いた

します。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。26ページ番号5-1から31ページ番号5-26まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので19件、Dは期間満了による更新で7件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、33ページ、議案第4号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、34ページ番号1から37ページ番号17までを一括審議します。番号4は関係者の田中委員、番号16及び番号17は関係者の泉委員は、議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。34ページ番号1から37ページ番号17は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしくお願ひ

します。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

始めに、34ページ番号1から番号3及び番号5-1から36ページ番号15について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、34ページ番号4について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、36ページ番号16及び37ページ番号17について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（河野事務局長補佐）

報告いたします。

40ページから42ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、10件を受理しています。

次に、43ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、5件を受理しています。

次に、44ページから45ページの非農地現況証明について、7件を証明しています。

次に、46ページの農地転用現況確認書交付について、4件を交付しています。

次に、47ページの相続税の納税猶予に係る相続人が特定貸付を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

次に、48ページから50ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、5件報告を受けています。報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（河野事務局長補佐）

6月10日（金）10時00分から、市役所旧庁舎603会議室におきまして、6月定例総会を開催予定としております。次回は午前中の開催ですので、お間違えの無いようお願いいたします。

次に、5月の農地相談は、中止とさせていただきます。6月以降につきましては、情勢を見ながら、今後判断してまいります。

5月分の活動実績報告書ですが、6月3日（金）までにご提出いただきますと助かります。私からは以上です。

事務局（日浦事務局長）

先月の総会で、公本委員から処理場の件や、矢倉委員から美保地区の学校の計画についての問い合わせがありましたので、本日担当部署のクリーン推進課とまちづくり企画課にお越しいただいております。

川本まちづくり企画課長

美保地区のまちづくりの担当をしています総合政策部まちづくり企画課の川本です。今日はよろしく申し上げます。それでは、お手元の資料、義務教育学校設置場所第一候補地（案）をご覧ください。令和3年度から美保地区のまちづくり協議会を開催して参りまして、新たな義務教育学校の設置方針決定が先になされました。それに基づいて義務教育学校設置場所について、美保地区の住民及び各種団体からの推薦者で構成された美保地区まちづくり協議会という協議会において協議を重ねてまいりました。この度地域の方々からいただいたご意見、我々の現地視察等を踏まえまして令和4年4月26日開催の第3回美保地区まちづくり協議会におきまして新たに設置する義務教育学校の設置場所の第一候補地（案）を提示したところです。下の地域図の赤い丸で囲った部分です。今後候補地案に対する地域の方々のご意見をいただきまして、正式に候補地として決定してまいりたいと思います。子供たち、地域にとってより良い義務教育学校の建設のために引き続き地域の皆様と協議を行ってまいりたいと思います。説明については以上です。

議長（田邊会長）

皆さんのほうで、聞いてみたい事があればお願いします。

矢倉農業委員

私は担当地域の農業委員です。丸い所が候補地ですか。

川本まちづくり企画課長

はい、第一候補地の案となります。

矢倉農業委員

ここは農振地域で、区画整理もされているし、現在ここで農業をして生計を立てている人の立場はどうなるのか。

川本まちづくり企画課長

そういった方々への対応、補償もを含めて今後義務教育学校の規模感等を併せて検討を教育委員会が主導で進めてまいりたいと思います。

矢倉農業委員

代替農地は。

川本まちづくり企画課長

代替農地の検討も併せてさせていただくような考えでおります。

矢倉農業委員

具体的な目途はあるのか。

川本まちづくり企画課長

具体的にいつの時点で、というのはないのですが、令和10年度に大篠津小学校が複式学級になるのではないかとということで、令和10年度の開校に向けて検討を進めています。そこから遡って建設を進めていくと思いますが、その中で、補償等についても検討させていただくということにしています。

矢倉農業委員

まだ、検討段階という事だな。

川本まちづくり企画課長

そうですね、この案自体が、候補地の案ですので、規模感等も含めて今後、という事でございます。義務教育学校の具体的な今後の手続きにつきましては、教育委員会事務局が主導でやってまいる予定としております。

矢倉農業委員

ここは農振で、まだ具体的に決まっていないが、学校を中心としたまちづくりを考えて欲しい。先程も言ったが、ここで耕作して生計を立てている人の立場がどうなるのかが一番心配だがん。

川本まちづくり企画課長

ご意見ありがとうございます。学校を中心としたこの地区のまちづくりについて、今後まちづくり企画課が中心となって考えていきたいと思っておりますし、併せて今耕作されている方への対応も考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

矢倉農業委員

何平方メートルか。

川本まちづくり企画課長

まだ、具体的な面積は決まっていないところです。現在検討中でございます。エリアだけです。

角農業委員

私は、美保中学校から和田浜通りの間で崎津農地維持活動と言う多面活動を20ヘクタールほどやっています。ちょうどそれがど真ん中に入るのです。私も担い手さんから代替地の話も聞いています。是非、多面のメンバーをまちづくり協議会のメンバーに入れてもらいたい。

矢倉農業委員

私もメンバーに入れてもらえないか。

議長（田邊会長）

検討してあげてください。

川本まちづくり企画課長

わかりました。ご意見ありがとうございました。

議長（田邊会長）

ほかにありませんか。では、次の方。

(川本まちづくり企画課長退席)

清水クリーン推進課長

米子市クリーン推進課で課長をしております、清水と申します。よろしくお願ひいたします。本日は鳥取県西部広域行政管理組合さんの次期一般廃棄物処理施設の用地に係る米子市内の一次調査対象地の抽出について、ご説明の機会を頂きまして、ありがとうございます。資料を5種類お持ちしています。資料2、資料3、資料1、資料4の順番でご説明いたします。この一般廃棄物処理施設でございますが、施設としては、3つございます。一つ目が、可燃ごみ処理施設で、今米子市では河崎の米子市クリーンセンターで焼却処理をしています。二つ目が、不燃ごみ処理施設で、伯耆町にリサイクルプラザがありまして、そこで不燃物の処理をしています。三つ目が一般廃棄物の最終処分場で、淀江町小波にありまして、不燃物の残渣とかを埋め立て処理しています。この三つの処理施設がございますが、不燃ごみと最終処分場は9市町村で構成されている西部広域さんのほうで処理されています。可燃ごみは各市町村で処理しているが、令和14年度に向けて西部圏域の人口が減ったり、環境負荷を低減するという事で、施設の集約化をしようという事が平成16年度に圏域で取り決めが行われました。今後はこの三つの事務を9市町村で西部広域の事務として、施設を作ってやっていこうという構想が昨年8月に決められました。この構想について、資料2の概要版を付けていますので、後程ご覧ください。昨年9月に西部広域から各市町村に一次調査対象地の抽出依頼が3か月の期限でありました。米子市でも、副市長を座長として抽出の検討会を持ちました。その際に西部広域から資料3の一般廃棄物処理施設用地選定方針の概要が示され、この条件に合う所を各市町村が出すことになりました。その方針に従って、米子市でも選定方針を定めて、広さ、インフラがある所、学校・病院・住宅地から300メートル以内ではない、といった条件が合う所を抽出していきました。これらの条件とあわせて、実際に施設を運用した時に、管理の面でより集約化した方が良いだろうという事で、米子市では6haの土地で西部広域の条件に見合う所を、地図上や航空写真や現地確認で抽出をいたしました。抽出した箇所については、資料1の別紙3の地図で7か所示してあります。7か所それぞれを評価の基準を作って評価採点し、上位3か所を西部広域にあげました。具体的には①の彦名町地内の内浜産業道路付近(農地)、③の新山、陰田町地内の国道180号線付近(山林)、⑤の尾高、日下地内の県道53号線付近(農地)の3か所を出ささせていただきました。次に資料4に西部圏域の市町村から最終的に出てきたものを記載しております。中間処理施設というのは可燃ごみと不燃ごみの処理施設のことで、米子市しか出しておりません。最終処分場については5か所ございまして、番号4番美保飛行場

の周辺財産は境港市が出されました。番号5の大山町高田地内は、大山町が出されております。今西部広域でこの一次調査対象地につきまして、一次調査を7月を目途に絞り込み、更に10月、11月頃に二次調査を終えられて、来年の2月くらいに最終決定をされると伺っております。簡単ですが、説明は以上でございます。

議長（田邊会長）

皆さんの方で、聞いてみたいことがあったらお願いします。。

田中農業委員

資料4と別紙3の整合性は。別紙3では②米子ゴルフ場があるが、資料4には乗っていない。

清水クリーン推進課長

別紙3の地図では①から⑦までございまして、米子市内の中で一次調査対象地を決めるときに、最初に条件の合う所を7か所挙げました。それが①から⑦でございます。資料4につきましては、各市町村から出された資料の一覧です。

田中農業委員

現時点では、別紙の3と資料の4全部が候補地に挙がっていると理解したら良いんですね。

清水クリーン推進課長

いえ、現時点では、各市町村から抽出をしましたので、西部広域がその事務をやられておりまして、資料4に記載のある所が今後の検討

の場所であるをご理解いただくとありがたいです。

田中農業委員

現時点での候補地としては、資料4という風に理解したらいいですね。しつこいようですが、別紙3の米子ゴルフ場は消えたという事ですか。

清水クリーン推進課長

実は、米子ゴルフ場は、評価いたしましたら得点が一番高かったのですが、今クリーンセンターがある所が夜見と河崎と加茂に隣接しています。今のクリーンセンターのもうひとつ前の処理場もそこに建っております、その前にも米子市のし尿をそこで処理していたこともありまして、50年位そこで一般廃棄物処理をお願いしております、次の施設は3校区内には建てないと3校区との覚書を結んでいるという経緯もあり、今回米子ゴルフ場は外しております。その次に得点の高い2位以下の3つを米子市として出させていただいたという経緯でございます。

田中農業委員

よく解りました。もう一つ、資料4を今日初めて見ましたが、1から3は中間処理施設と最終処分場と抱合せになっていますが、可能性が大きいのは、抱合せの施設ですか。

清水クリーン推進課長

それにつきましては、どちらが可能性があるという事ではなく、西部広域は、中間処理施設と最終処分場を別々に検討すると言っておら

れますので、抱合せだからそこになるとかという情報は伺っておりません。有利不利とかいうことは、わかりません。

#### 竹中農業委員

資料1の1ページで彦名町地内の内浜産業道路付近の候補地があり、地図にも記載されていますが、私、この円の左側にあります彦名干拓地の営農組合の組合長をしております。今回この話が出るまで、処分場の話を下の方から持ち掛けられたことがない。仮に候補段階でも営農に影響がある問題であれば、事前に報告なり、打診なり話をされるのが、本来の姿ではないかと思う。西部広域が進められるのでしょから、このことに関しては、苦言を呈しておきたいと思う。内容的には殆どの場所が遊休農地にかかっているんで、遊休農地の解消のためには良いんですけども、おそらく市民の感覚から言えば、ここに市役所を持ってくると言ったら殆どの方が賛成すると思います。ただ、廃棄物の処分場となると、やはり嫌悪感が先に立ちますので、そういう住民の感情を、進める側が理解すべき事ではないかなと思いますので、どこの地区に決まるにしても、そういう対応をとるべきではないかな、と思いますので、一言申し上げさせていただきました。特に事情を言いますと、この地区の弓浜半島側については遊休農地ですけれども、彦名干拓に入りましたらほぼ営農をやっておりますので、しかも国のパイロット事業でやっているという事を十分理解して進めていただきたい。よろしくお願いします。

#### 清水クリーン推進課長

ご意見ありがとうございました。この事は、私共も承知して、なおかつ西部広域にも重々話をして行きますので、よろしくお願いします。

#### 公本農業委員

先程、竹中委員が耕作者の立場から質問しておられますが、私は、農業委員の立場からお願いしたい。この地図が出たために、地域の方々は、様々な憶測を飛ばしている訳ですよ。坪がなんぼ位でああだとか、こうだとか。既に彦名地区では環境を良くする会というのが、色々立ち上げて、噂ばかりで、聞かれるんですよ。農地を転用する訳だから。農業委員の公本さん、何か話来とるでしょう教えてやい。と

来る訳ですよ。正式な話があったのは、聞いたのは今日が初めてなんです。で、連合自治会の方には何回か、西部広域も一回顔を出されたのかな、市の方が一回顔を出して大まかな所を話されるから、それに尾ひれがついて、わーっと広がったんだけど、肝心要の農地に関する事だから、話が来ているんだらう、どの辺だいやってという話がしょっちゅうなんです。これは、何年か前に、米子インターの脇の方に工業団地を作るという時に、都市計画課がこうして図面ををばっと開いた時に、地元の農業委員さんが初めて聞いたんじゃないか、女性の推進委員さんが盛んに反対意見を申されたように、やることなすことその教訓が生かされていないんじゃないの、部署が違うかわからんけど、やっぱり、農地だったら農業委員会が絡むって事が最優先って事が。今回も、推進委員の田口さんとも、どんな返答をするかを話し合っているが、知らない、で通そうという事になっている。もうちょっとね、多分、西部広域は、もうホームページかなんかで作ってんじゃないの。公表してるんじゃないのかな。その位やるんだったら、せめて概要だけでも、彦名地区が候補地になっていますから、という位、ひとこと言ってもらえれば、良かったと思うんですけど、いかがですか。これを作ることにしましては、何ら異議はありません。

清水クリーン推進課長

ご意見ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、ちょっと、色々と配慮が足りない所がございまして、今、私共も広域に、他にも色々尾ひれはひれが、と言う噂は何っておりまして、地域の皆様には、より詳しく、こういった機会を頂いて、という風にも考えておりますので、今後とも、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

議長（田邊会長）

今話が出ましたけれども、やはり農業委員としての立場もありますし、是非、ある程度の情報を流して貰って、一般の人に対応できるような対応をお願いします。是非調整してやってください。

中本農業委員

竹中委員が言われたように、農地が一番大事なところですので、今、3か所を見まして、優良農地の所もあります。来年の2月頃にその中で決定されたからどうなんだ。という格好で農業委員会に持ってあげられても困りますし、地元から出ている農業委員としては、農地を守り、行政のことも大事ですので、共存共栄していかなければならないという事は良く分かっています。ですから、その辺の詳細な事を事前に報告いただきまして、どうしても三つの丸の中で農地がある所を、となったら、それなりの対応を我々も考えなければならない事がありますので、その辺だけを強く申し上げておきます。簡単に決定されて、じゃあこうですよ、という事は、改めて、ご遠慮願いたいと思っています。

清水クリーン推進課長

この丸は、米子市が付けた丸で、この場所というのはまだ全然決まっておきませんので、西部広域がこれから絞り込みをされまして、また、そういった情報等がうちに入ってきましたら、情報はなるべくお伝えするような方向で対応させていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長（田邊会長）

今回は、私共からお願ひしましたが、ある程度情報が入ったら、そちらから農業委員会に報告したいことがあるという事で、対応お願ひします。

清水クリーン推進課長

わかりました。ありがとうございます。

議長（田邊会長）

他にございませんが。

（清水クリーン推進課長退席）

そういたしますと、今日はこういった形で時間を取っていただきましたが、これからまた、ある程度情報が入り次第、こういう機会を持っていきたいと思います。皆さんの方からも、情報がありましたら、お知らせくだされば、対応していきたいと思います。

そういたしますと、以上で、第2回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時56分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員